

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月6日

香川県知事 真鍋武紀

## 香川県規則第1号

### 香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(修学資金の種類等) 第1条の2 略 2 略 3 第1種修学資金第1類は、看護職員養成施設（学校を除く。）に現に在学している者で、将来、 <u>次条各号</u> に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。  4 第1種修学資金第2類は、看護師の免許を受け、かつ、条例第1条に規定する修士課程（第3条第3号及び第15条第1項第7号において「修士課程」という。）に現に在学している者で、将来、 <u>次条各号</u> に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。 5 第2種修学資金は、看護職員養成施設（学校に限る。）に現に在学している者で、将来、次条各号に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。	(修学資金の種類等) 第1条の2 修学資金は、第1種修学資金及び第2種修学資金とする。 2 略 3 第1種修学資金第1類は、看護職員養成施設（学校を除く。）に現に在学している者で、将来、 <u>次条第1号から第9号まで</u> に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。 4 第1種修学資金第2類は、看護師の免許を受け、かつ、条例第1条に規定する修士課程（第3条第3号及び第15条第1項第7号において「修士課程」という。）に現に在学している者で、将来、 <u>次条第1号から第9号まで</u> に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。 5 第2種修学資金は、看護職員養成施設（学校に限る。）に現に在学している者で、将来、次条各号（ <u>第9号を除く。</u> ）に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付けるものとする。
(特定医療施設等) 第1条の3 条例第3条第1項に規定する規則で定める医療施設等は、県内の次に掲げる施設等とする。  (1)・(2) 略 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項の規定により厚生労働大臣の指定した国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関	(特定医療施設等) 第1条の3 条例第3条第1項に規定する規則で定める医療施設等は、県内の次に掲げる施設等（ <u>第9号に掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。</u> ）とする。 (1)・(2) 略 (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の規定により厚生労働大臣の指定した国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

- (4)～(6) 略
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設
- (8) 介護保険法第41条第1項の規定による指定に係る居宅サービス事業（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
- (9)～(13) 略
- （看護職員の業務）
- 第1条の4 略
- (1) 略
- (2) 前条第6号に掲げる施設等 保健師又は看護師の業務
- （債務免除対象施設）
- 第10条の2 条例第7条第1項第1号に規定する規則で定める施設等は、次に掲げる施設等とする。
- (1)・(2) 略
- 2 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める施設等は、前項第2号に掲げる施設等とする。
- （業務従事期間の計算）
- 第11条 条例第7条第1項第1号及び第2号に規定する業務の従事期間を計算する場合においては、第1条の3第8号及び第12号に掲げる施設における業務の従事期間については、借受者が当該業務従事の開始前に同条第1号から第5号まで又は第7号に掲げる施設（第1種修学資金第1
- (4)～(6) 略
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設
- (8) 介護保険法第41条第1項の規定による指定に係る居宅サービス事業（同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所
- (9) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設
- (10)～(14) 略
- （看護職員の業務）
- 第1条の4 条例第3条第1項に規定する特定医療施設等のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる施設等とし、同項に規定する規則で定める業務は、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。
- (1) 略
- (2) 前条第6号に掲げる施設等 第1種修学資金の貸付けにあっては保健師の業務、第2種修学資金の貸付けにあっては保健師又は看護師の業務
- （債務免除対象施設）
- 第10条の2 条例第7条第1項第1号に規定する規則で定める施設等は、第1種修学資金第1類の貸付けを受けた者にあっては第1号から第3号までに掲げる施設等とし、第2種修学資金の貸付けを受けた者にあっては第1号、第2号及び第4号に掲げる施設等とする。
- (1)・(2) 略
- (3) 第1条の3第10号から第14号までに掲げる施設
- (4) 第1条の3第9号に掲げる施設
- 2 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める施設等は、前項第2号及び第3号に掲げる施設等とする。
- （業務従事期間の計算）
- 第11条 条例第7条第1項第1号及び第2号に規定する業務の従事期間を計算する場合においては、第1条の3第8号及び第13号に掲げる施設における業務の従事期間については、借受者が当該業務従事の開始前に同条第1号から第5号まで又は第7号に掲げる施設（第1種修学資金第1

類又は第2種修学資金の貸付けを受けた者にあっては、前条第1項第1号に掲げる施設を除く。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限り、当該従事期間に算入するものとする。

2～4 略

類又は第2種修学資金の貸付けを受けた者にあっては、前条第1項第1号に掲げる施設を除く。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限り、当該従事期間に算入するものとする。

2～4 略

#### 附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の3第3号、第7号及び第8号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。